

公的個人認証サービス新潟県認証局が発行する自己署名証明書及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書のフィンガープリントについて（公告）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく認証業務を行う際の公的個人認証サービス新潟県認証局が発行する自己署名証明書（以下「新潟県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントは、次のとおりである。

平成25年8月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

新潟県知事の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

- ・平成25年7月26日以前に電子証明書の発行を受けた方の値はこちら

ハッシュ関数	フィンガープリント
sha1	BF51 766B 87D2 C2DE AF55 CB2B A34D 5FD9 D9BB 0738

- ・平成25年7月31日以降に電子証明書の発行を受けた方の値はこちら

ハッシュ関数	フィンガープリント
sha1	B9D5 FCB2 F8EB 01F4 1132 2396 74D1 384C A4A1 F100

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
sha1	A429 5366 6445 2F34 52B4 EEDA AF3C 4248 C963 C02D

注 sha1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示されます。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがあります。